

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/申請月までに借り終わる世帯（再貸付期間中に辞退した結果として、申請月までに終了となった場合を除く）
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

■ 世帯収入が、月額①+②の合計額（表1）を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

■ 世帯の資産が、上記①の6倍の金額（表2）以下（ただし100万円以下）

■ 今後の生活の自立に向けて、下記の活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の支給額

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

表1 収入要件

単身	116,000円
2人	166,000円
3人	205,000円
4人	243,000円
5人	281,000円

表2 資産要件

単身	486,000円
2人	744,000円
3人	954,000円
4人以上	1,000,000円

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

- 申請期間

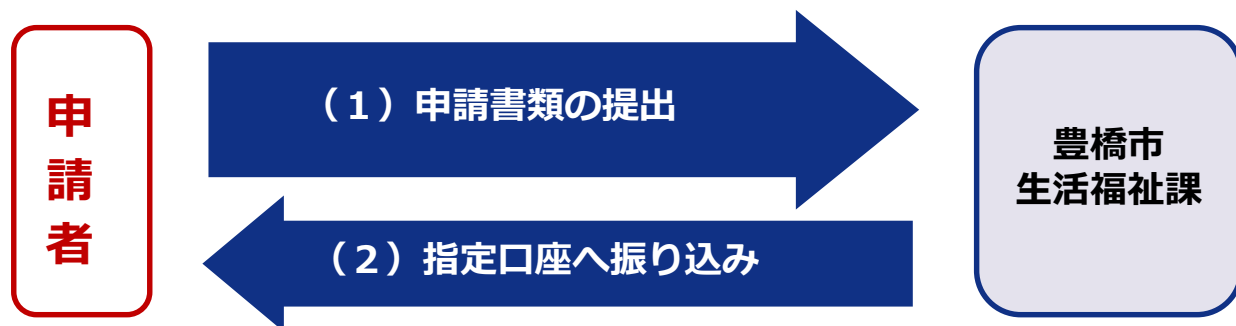
令和3年7月1日～令和4年6月30日
(平日9:00～16:00)

- 申請窓口

豊橋市役所生活福祉課

▶豊橋市役所生活福祉課への申請が必要です。申請方法等お問い合わせは生活福祉課までお願いします。

▶新型コロナウイルス感染症予防のため、事前にお電話でご予約いただくと混雑が避けられ安心です。



お問い合わせ

豊橋市役所 東館1階^⑩番窓口

豊橋市役所生活福祉課 0532-51-2313

[受付時間] 平日8:30～17:15

厚生労働省
特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



❗ 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。